

# 八丈町農業委員会

## 第3回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和2年6月29日(月)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和2年6月29日(月) 9:00～10:30

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4.農業委員欠席：0名

5.農地利用最適化推進委員出席：0名

委員	1	菊池 睦男(欠席)	委員	5	浅沼 隆章(欠席)
〃	2	加藤 純生(欠席)	〃	6	浅沼 孝教(欠席)
〃	3	笹本 守彦(欠席)	〃	7	奥山 利平(欠席)
〃	4	西條 忍(欠席)			

6.農地利用最適化推進委員欠席：7名

7. 会議録署名委員の指名： 5番 磯崎 典雄委員、6番 浅沼 實委員

8.議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- 5) 議案第3号 八丈町農業振興地域整備計画案の意見について

9.出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、次長 金川 智亜樹、事務局 笹本 大祐  
事務局 篠崎 京平、坂井 俊介

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 坂田 ひとみ  
八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平  
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 統括課長代理 野口 貴  
島しょ農林水産総合センター八丈事業所主任改良普及員 小林 和郎

11. 傍聴人：0名

[ 会議内容 ]

議長 それでは時間となりましたので第3回総会を開催いたします。  
まずはじめに、今年度より産業観光課産業係兼務で農業委員会事務局職員として新しく配属となった職員がおりますので、自己紹介いたします。

<< 事務局職員 自己紹介 >>

議長 先月まで、新型コロナウイルス感染症拡大対策の為、総会の出席者を農業委員については制限し、推進委員については出席自粛とした形で開催しておりましたが、今月より農業委員は全員出席、推進委員は引き続き出席自粛とした形での開催となりますことをご了承ください。  
本日の会議録署名委員ですが、5番委員・6番委員をお願いします。  
次に会長活動報告を行います。

会長 会長活動報告

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
令和2年6月29日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝  
番号1 農地の所在 大字 番 登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、  
面積 582㎡、権利種別 3条有償移転  
譲渡人  
譲渡人は、島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲受人に譲り渡す。  
譲受人

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

作付予定作物 野菜

番号2 農地の所在 大字 番 登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 462㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人

譲渡人は、自身が高齢により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲受人に譲り渡す。

譲受人

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

作付予定作物 野菜

番号3 農地の所在 大字 番 登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 516㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人

譲渡人は、自身が高齢により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲受人に譲り渡す。

譲受人

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

作付予定作物 サツマイモ

続いて番号1申請地の説明に移ります。

【番号1 申請地説明】

続いて、番号2の申請地の説明に移ります。

【番号2 申請地説明】

続いて、番号3の申請地の説明に移ります。

【番号3 申請地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の さんについては、現在漁業関係の仕事をしておりますが、休日を利用して奥様と一緒に野菜を栽培する計画となっており、従事日数要件もクリアしておりますので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

申請地について、現在遊休化しておりますが、農地取得後、開墾し営農すると伺っております。下限面積については、経営面積5.82アールと1アールを超えているため問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業をやっていきたいということです。

番号2の さんについては、現在医療関係の仕事をしておりますが、夫と夫の母親と共に休日や空いた時間を利用して野菜を栽培する計画となっており、従事日数要件もクリアしておりますので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

申請地について、現在雑草が生えている状態ではありますが、農地取得後、耕して営農していくと伺っております。

また、下限面積については、経営面積4.62アールと1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業をやっていきたいということです。

番号3の さんについては、現在酒造会社に勤め、自身が勤務する酒造会社の焼酎の原料となるサツマイモを栽培する計画となっており、従事日数要件もクリアしておりますので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

また、下限面積については、経営面積17.42アールと1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業をやっていきたいということです。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地に関しまして、10番委員をお願いします。

農委10番 番号1農地について、事務局からの説明もありましたように、現在遊休化している状態ではありますが、取得後は夫婦で整備し耕作していくということで問題ないと思われれます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、農業委員から意見を伺いたいと思います。5番委員をお願いします。

農委5番 農地2については、事務局からの説明もあったように、現在雑草が生えている状態ではありますが、今後は開墾し耕作していくとのことで問題ないと思われれます。よろしくお願いいたします。

議長 続いて、番号3農地について、農業委員から意見を伺いたいと思います。10番委員をお願いします。

農委10番 番号3農地について、事務局からの説明もありましたように、自身の勤務する酒造会社の焼酎の原料となるサツマイモの栽培ということで問題ないと思われれます。よろしくをお願いします。

議長 議案第1号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等がございますか。

…無いようでしたら議案第1号を許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年6月29日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積1,304㎡の内560㎡ 内容は新規となります。

利用権を設定する者 利用権設定を受ける者

利用目的 球根花(グラジオラス)、期間 3年間、賃借料は無償となります。

つづいて、番号2 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積1,304㎡の内170㎡ 内容は新規となります。

利用権を設定する者 利用権設定を受ける者

利用目的 バニラビーンズ、期間 5年間、賃借料は無償となります。

なお、番号1、番号2に関しては、先ほど報告第4号において先に合意解約の報告を行った農地であります。

つづいて、番号3 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積2,696㎡ 内容は新規となります。

利用権を設定する者 利用権設定を受ける者

利用目的 ロベレニー、期間 1年間、賃借料は無償となります。

なお、期間が1年間ということですが、この申請地については1年後に譲渡人と譲受人の間で売買をする方向で話が進んでおり、今回の利用権設定はその売買を考慮しての準備期間としてという事で伺っております。

つづいて、番号4 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積1,708㎡ 内容は新規となります。

利用権を設定する者 利用権設定を受ける者

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は無償となります。

続いて申請地の説明に移ります。

【番号1・2 申請地説明】

続いて、番号3の申請地の説明に移ります。

【番号3 申請地説明】

続いて、番号4の申請地の説明に移ります。

【番号4 申請地説明】

最後に確認事項ですが、

番号1の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。以前は全面積を利用権設定で結んでいた農地ですが、規模縮小により農地の一部を利用権設定するという事で、新規での取り扱いとなります。農地については、これまでと同様にグラジオラスを栽培していくという事です。

番号2、番号3の さんについては、全部効率利用、常時従事については新規認定就農者ですので問題ありません。 さんについては、今月行われました担い手協議会において新規就農者として認定されました。番号2の農地についてはバナラビーンズを、番号3の農地についてはロベを栽培していく計画となっております。今後は先輩農業者の指導を受けながら、ロベを主とした農業に従事していくとの事です。

番号4の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定新規就農者ですので問題ありません。農地についてはロベを栽培していく計画となっております。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1・2農地に関しまして、2番委員お願いします。

農委2番 番号1農地について、利用権設定を受ける さんについては、これまでこの申請地を使用していたことから、規模を縮小した形ではありますが、これまでと同様に申請地を使用するという事で問題ないと思われます。  
番号2農地について、利用権設定を受ける さんについては、2年ほど前に島外から移住し、八丈島の気候の下、バナラ栽培をしていきたいという意欲が高く問題ないと思われます。よろしく願いいたします。

議長 続いて、番号3農地について、農業委員から意見を伺いたいと思います。3番委員お願いします。

農委3番 番号3農地については、利用権設定をする者である さんが、ちょうど借り手を探している時に、農地を探していた さんが見つかったという事です。申請地については、すでに植えられているロベを継続して栽培し、1年後、この農地を売買する方向で話が進んでいるという事で問題ないと思われます。よろしく願いいたします。

議長 続いて、番号4農地について、農業委員から意見を伺いたいと思います。12番委員お願いします。

農委 12 番 番号 4 農地については、すでに口ベが植えられている状態であり、継続してその口ベを栽培していくという事です。利用権設定を受ける者である さんについては、今年 3 月に研修センターを卒業し頑張っている農業者でありますので、問題ないと思われます。よろしく願います。

議長 議案第 2 号について、農業委員より意見を伺いましたが、番号 1 から 3 の農地についてなにか他にご意見やご質問等がございますか。  
《異議なしの声多数》

議長 私は関係者に親しい立場にありますので、委員からのご意見を伺う前に、私は退出いたしますので、私に代わって職務代理者は議長席へ着席いただき、議事進行されるようお願いいたします。  
...【議長退出】...  
...【職務代理者議長席着席】...

職務代理者 それでは、改めまして私の方で議事進行させていただきます。番号 4 農地について、なにか他にご意見やご質問等がございますか。  
《異議なしの声多数》

職務代理者 番号 4 農地については異議なしと認められましたので、事務局は退出された議長に結果を伝え、議場自席に戻られるよう伝えてください。  
それでは私の議事進行を終えさせていただきます、自席に戻させていただきます。  
...【議長着席】...

議長 それでは改めて私の方で議事進行させていただきます。  
議案第 2 号番号 1 から 4 までを許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第 3 号 八丈町農業振興地域整備計画案の意見について事務局より説明願います。

事務局 議案第 3 号 八丈町農業振興地域整備計画案の意見について事務局より説明いたします。  
お配りした資料をご覧ください。町道榎立中之郷線道路改良事業の関係で、農振農用地の除外の申請が八丈町建設課よりございました。  
申請地 大字 番 所有者 八丈町 地目 山林 面積 3 0 2 m<sup>2</sup>  
申請地 大字 番 所有者 八丈町 地目 山林 面積 4 7 8 m<sup>2</sup>  
除外申請理由については、橋梁基礎部拡大に伴う用地買収を行うためであり除外面積は合計で 7 8 0 m<sup>2</sup>となります。  
続いて申請地の場所について説明いたします。



【申請地 ・ 説明】

農振農用地の除外にあたり、農業委員会、農協、農業振興地域協議会の各委員の方より意見をいただくことになっておりますので、本総会において農業委員会のご意見をいただければと思います。

議長 事務局からの説明が終わりました。ご意見とご質問をお受けいたしますが、いかがでしょうか。  
...無いようでしたら議案第3号を了承することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については了承することに決しました。